

議案第五十四号

港区立学校設置条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年六月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立学校設置条例の一部を改正する条例

港区立学校設置条例（昭和三十年港区条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

同 芝浦小学校

同 芝浦四丁目八番十八号

を

同 芝浦小学校

同 芝浦四丁目八番十八号

同 芝浜小学校

同 芝浦一丁目十六番三十一号

に改める。

付則

この条例は、港区教育委員会規則で定める日から施行する。

（説明）

芝浜小学校を新設するため、本案を提出いたします。